（参考）東京都様式

その４

再生可能エネルギー利用設備導入検討シート（バイオマス発電・バイオマス熱利用）

１　物理的条件の検討

(1)　利用するバイオマスについての検討				
ア	入手可能バイオマス		□木質系廃棄物　□食品残さ □その他（　　）	
イ	バイオマスのエネルギー変換方法		□燃焼による熱利用　□ガス化による発電 □その他（　　）	
(2)　バイオマス利用に適合する条件の検討				
ア	設置可能場所の確保		□屋内　□屋外	面積（　　）㎡
イ	バイオマス保管場所の確保		□屋内　□屋外	面積（　　）㎡
ウ	周囲影響対策	臭気	□対応可能	□対応不可
		排ガス	□対応可能	□対応不可
		騒音	□対応可能	□対応不可
エ	将来の設置に備えた対応策		□無　□有（例：設備用基礎の設置） （　　）	
(3)	□導入する　→　２の詳細条件検討を行う □導入を見送る 導入を見送る理由（複数選択可） □バイオマスを有効利用できない（量が不足・入手先が遠距離など） □敷地内に設置するスペースを確保できない □周囲への影響が大きく、対応ができない □費用負担が大きい □新築時は見送るが、将来対応する □その他（　　）			

２　詳細条件検討（１で導入の可能性がある場合）

(1)　再生可能エネルギー利用設備に係る計画概要		
ア	バイオマス利用設備の対象負荷（複数選択可）	□冷房　□暖房　□給湯　□電力 □その他（　　）
イ	バイオマス利用量	（　　）kg/日
ウ	バイオマス利用設備の容量・方式	（　　）kW×（　　）台 □発電機　□熱源機　□その他（　　）
(2)　環境負荷低減効果		
	一次エネルギー換算の削減量の想定	（　　）MJ/年
(3)　コスト検討		
ア	概算金額の検討	（　　）千円
イ	補助金の検討	□対象　□対象外
ウ	投資回収想定年数	（　　）年

（日本工業規格Ａ列４番）

別紙２－３

（参考）他都市のマニュアル目次

大阪府　　建築物の環境配慮制度マニュアル（別冊）　再生可能エネルギー利用設備の導入検討の手引き

１. 再生可能エネルギー利用設備の導入検討の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1～6
２. 再生可能エネルギー利用設備の導入検討の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p7
（１）太陽光発電設備・・・ p7～12
（２）太陽熱利用設備・・・ p13～16
（３）その他の再生可能エネルギー利用設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p17

※再エネ名称例示：風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電、温度差熱利用（地下水、河川水、海水等）、地中熱利用、太陽光採光利用設備等

横浜市　　再生可能エネルギー導入検討報告制度　報告書作成マニュアル

１ 再生可能エネルギー導入検討報告制度について ---------------------------- ｐ１～４
（１）制度の概要
（２）導入検討及び報告手続きの流れ
（３）報告手続き
２ 太陽熱利用システム --- ｐ５～１０
（１）導入検討の進め方
（２）導入検討の手順
３ 太陽光発電システム --- ｐ１１～１６
（１）導入検討の進め方
（２）導入検討の手順
４ その他の再生可能エネルギー利用システム ---------------------------------- ｐ１７

※再エネ名称例示：風力発電、小型水力発電、地熱発電、バイオマス発電、温度差熱利用（地下水、河川水、海水等）、
検討手順例示　：地中熱利用（地中熱ヒートポンプ）

５ 報告書様式及び注意事項 -- ｐ１８～２１
６ 添付図書（作成例） -- ｐ２２～２５
＜参考資料＞
横浜市生活環境の保全等に関する条例・施行規則対照表（抜粋） --------- ｐ２６

東京都　　東京都建築物環境計画書制度マニュアル（全４章のうち第３章が再エネ関係）

第３章　再生可能エネルギー利用設備の導入検討
3.1.　導入検討について　p1
3.2.　太陽エネルギー利用　p2～6
3.3.　地中熱利用設備　p7～8
3.4.　バイオマス利用設備　p9～11
3.5.　その他の再生可能エネルギー利用設備　p12～13

※再エネ名称例示：風力利用、風（自然通風）の利用、太陽エネルギー（自然光）利用、地中熱利用

第１号様式（第４条関係）　（参考）本市様式

建築物環境計画書

年　　月　　日

大阪市長　　様

届出者　住　　所
氏　名　印　　◌

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「条例」という。）第７条第１項又は第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地	大阪市　　区		
設計者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
設計者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
CASBEE 建築評価員の氏名及び登録番号	（　　－　　）		
届出種別	新築・増築・改築・改修	総合設計制度等の適用	有・無
用途		建築物環境性能表示の広告への表示の予定	有・無
工事着手予定日	年　月　日	建築物環境性能表示の広告以外への表示の予定	有・無
工事完了予定日	年　月　日	建築物環境性能表示の表示の予定日	年　月　日
敷地面積	㎡	建築面積	㎡
延べ面積	㎡	階数	地上　階/地下　階
構造	造	高さ	m
連絡先	（電話番号）		

建築物の環境配慮のために講じようとする措置		建築物総合環境評価基準による評価結果	別添評価結果による
	条例第７条第１項の規定により届け出る場合	省エネルギー基準への適合状況	
		再生可能エネルギー利用設備の導入の検討結果	別添検討結果による

※受付欄

注１　「延べ面積」欄には、増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積を記入してください。

２　「省エネルギー基準への適合状況」については、根拠資料を添付してください。

３　※印の欄については、記入しないでください。

English 한국어 中文 Français Español Português 携帯版サイト

OSAKA CITY 大阪市

サイトの使い方 サイトマップ 読上げ・ふりがな お問合せ 文字サイズ 大 中 小

サイト内検索 検索 検索ヘルプ

総合 市民の方へ 事業者の方へ イベント・観光 市政 組織一覧

大阪市総合トップ 大阪市事業者の方へ 建築 建築の手続き
CASBEE大阪みらい（大阪市建築物総合環境評価制度） 建築物総合環境計画書の公表
（イメージサンプル）平成26年度　公表一覧

（イメージサンプル）平成26年度　公表一覧

[2014年12月18日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート B! Bookmark

建築物総合環境計画書の概要の公表について

一覧表はCASBEE届出書を受付した物件から順次掲載しており、「ランク」・「環境性能効率（BEE）」欄については、評価確認中の間「確認中」と表示されます。また、「建築主」・「設計者」欄については、届出者の意向により非公表とする場合があり、公表の確認をした物件のみ表示されます。

ランクなどの見方はこちらの大阪市ホームページ（CASBEE大阪みらい）で確認できます。ラベリングを実施している建築物は一覧表内の左端の番号と照らし合わせて確認することができます。
（ラベルの番号が公表一覧に無い場合は、次回以降の更新時に掲載する予定ですのでご了承ください。）

公表一覧表は、毎月25日頃に更新予定です。
（都合により前後する場合がございます。また、年度初回は5月からとなります。）

5月公表 6月公表 7月公表 8月公表 9月公表 10月公表 11月公表

平成22年度以前公表一覧はこちら

（イメージサンプル）公表一覧

No.	建築物名称	建築主	設計者	建設地	建物用途	延床面積（平方メートル）	階数	ランク	環境性能効率(BEE)	ラベリング	評価ソフト	省エネ基準適合	備考	更新情報
1	（仮称）○○計画	○○不動産	○○設計事務所	北区中之島1丁目	事務所、店舗	60,000.00	地上15階	S	3.0	有	2012年版	○	総合設計	
2	○○ビル	○○不動産	○○設計事務所	北区中之島2丁目	事務所	7,000.00	地上10階	B-	0.9	有	2012年版			
3	○○住宅	○○不動産	○○設計事務所	北区中之島3丁目	共同住宅	30,000.00	地上30階	A	2.2	有	2012年版	○		

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

○ 役に立った ◉ どちらとも言えない ○ 役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

○ 分かりやすかった ◉ どちらとも言えない ○ 分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

○ 見つけやすかった ◉ どちらとも言えない ○ 見つけにくかった

このページについてご意見がありましたらご記入ください。(ここからのお問合せには回答できません。)

ご注意

1. ご質問等については、直接担当部署へお問い合わせください。
2. 市政全般に関わるご意見・ご要望、ご提案などについては、市民の声 別ウィンドウで開く へお寄せください。
3. 住所・電話番号など個人情報を含む内容は記入しないでください。

送信

このページの作成者・問合せ先

都市計画局 建築指導部 建築確認課

住所: 〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所3階)

電話: 06-6208-9304 ファックス: 06-6202-6960

メール送信フォーム

[ページの先頭へ戻る]

サイトの使い方 | サイトの考え方 | 個人情報の取り扱い | 著作権・免責 | 地図 | ホームページ管理者 | 市やホームページへのご意見

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話: 06-6208-8181(代表)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

閉じる